ANDO OFFICE NEWS

令和6年(冬号)

令和6年12月発行

札幌新聞

≪河童橋(かっぱばし)≫



古くはこの場所は河童淵と呼ばれていたという。

1891年(明治24年)に初めて橋が架けられた。全長37m、幅3.1m、長さ36.6mのカラマツ製の橋。中部山岳国立公園内の標高約1,500mに位置する。この橋から穂高岳、焼岳などの山々を望むことができる。上高地を象徴するのシンボルの一つである。毎年4月27日にアルペンホルンの演奏と共に橋の袂で日にアルペンホルシの演奏と共に橋の袂で上高地開山祭』が開催されている。11月15日には、『上高地閉山祭』が開催されている。ケショウヤナギの巨木が周辺の河畔に群生している。

橋は過去に4回架け替えられており、それぞれ1代目、2代目、3代目、4代目、5代目(現在)とある。

河童橋という名前の由来には諸説あり、 ・昔ここに、河童が住みそうな深い淵があっ たため。

・まだ橋のなかった時代、衣類を頭に乗せて 川を渡った人々が河童に似ていたから。 などがある。

1927年、芥川龍之介が小説『河童』の中で河童橋を登場させたことでより知られるようになった。

出典:「河童橋」『フリー百科事典ウィキペディア日本語版』 (http://ja.wikipedia.org/)。2024年12月2日16時 半(日本時間)現在での最新版を取得。

《目次》

- 1 令和6年12月2日以降健康保険証が発行されなくなります・建設業の事業主の皆様へ
- 2 令和7(2025)年 育児·介護休業法改正
- 3 相続手続きに役立つ便利な制度のご案内

《業務案内》

- ◎人事・賃金制度の策定・相談
- ◎雇用保険・労災保険
 健康保険・厚生年金

行政機関等に提出する書類等の作成 及び提出代行、電子申請

- ◎給与計算代行業務
- ◎労務管理の企画・立案・指導
- ◎中小事業主、建設業一人親方の労災特別加入
- ◎変形労働時間制、時間外労働・休日労働に関する協定の作成
- ◎各種助成金の申請
- ◎就業規則、諸規程の作成
- ◎会社設立 ◎建設業許可申請 ◎経営事項審査申請·指名願 ◎各種営業許認可
- ◎相続·遺言(起案)手続 ◎公正証書(起案)·各種契約書·内容証明書作成



TO63-0814 札幌市西区琴似4条4丁目1番20号 TEL 011-642-0505 FAX 011-642-6324 E-mail info@ando-office.com URL http://www.ando-office.com



令和6年12月2日以降 健康保険証が発行されなくなります



令和6年12月2日から現行の健康保険証は発行されなくなります。令和6年12月2日時点で有効な健康保険証は最大1年間有効ですが、マイナ保険証を使って医療機関等を簡単に受診できますので、是非ご登録ください。

マイナ保険証の登録方法

医療機関等でマイナ保険証を利用する際には、以下のいずれかの方法によりマイナンバーカードを健康保険証と して登録する必要があります。

- ① 医療機関・薬局の受付(カードリーダー) ※医療機関等の窓口ですぐに登録できます
- ② マイナポータル
- ③ セブン銀行ATM

令和6年12月2日以降の社会保険資格取得手続き時の発行書類

令和6年12月2日以降、社会保険資格取得手続き時は以下の書類が発行されます。

全員

資格情報のお知らせ

対象者:社会保険資格取得者全員

資格取得手続きが完了すると、健康保険証ではなく「資格情報のお知らせ」が事業所に届きます。「資格情報のお知らせ」は、マイナ保険証のカードリーダーが使えない医療機関等を受診時に、マイナ保険証と一緒に提示する必要があります。

- ※「資格情報のお知らせ」は、マイナポータルの「わたしの情報」画面でも代用可能です。
- ※ これまでは資格取得手続き時に健康保険証が発行されましたが、今後は「資格情報のお知らせ」が発行されます。
- ※「資格情報のお知らせ」単体で医療機関等の受診はできません。
- ※ これまでは健康保険証で各自の記号番号が確認できましたが、今後は「資格情報のお知らせ」で確認することになります。大切に保管するよう従業員の方にお伝えください。(記号番号は、傷病手当金等の給付を受ける際に必要です。)

マイナ保険証未登録者

資格確認書

対象者:マイナ保険証未登録の方

マイナ保険証なしで医療機関等を受診する際に必要となる書類です。資格取得手続き時に発行を希望する 旨の申請が必要となります。

- ※ 資格取得手続き時に申請をしない場合でも、マイナ保険証が未登録であれば発行されますが、数か月程度時間 を要することが見込まれます。そのため、<mark>資格取得手続きを行う方のマイナ保険証の有無を確認する必要 があります</mark>。
- ※ 現行の健康保険証と同じように、医療機関の受付に提出して使用します。
- ※ 4~5年の有効期限があります。

~建設業の事業主の皆様へ~

<u>土場や資材置場の整理作業等に従事する労働者がいる場合、事務所労災の加入が必要です。</u>

該当する場合は担当者までご連絡ください。

1





令和7(2025)年 育児・介護休業法改正



令和7(2025)年4月1日から施行

〇所定外労働の制限(残業免除)の対象拡大

【改正前】

3歳に満たない子を養育する労働者は、請求 すれば所定外労働の制限(残業免除)を受け ることが可能



【改正後】

小学校就学前の子を養育する労働者が請求 可能に

○育児のためのテレワーク導入が努力義務化

3歳に満たない子を養育する労働者がテレワークを選択できるように措置を講ずることが、事業主に努力義務 化されます。

○子の看護休暇の見直し

	改正前		改正後
名称	子の看護休暇		子の看護等休暇
対象となる子の範囲	小学校就学の始期に達するまで		小学校3年生修了までに延長
取得事由	病気・けが、予防接種・健康診断		感染症に伴う学級閉鎖等 入園・入学式、卒園式を追加
労使協定の締結によ り除外できる労働者	(1)引き続き雇用された期間が6カ 月未満 (2)週の所定労働日数が 2 日以下		週の所定労働日数が2日以下のみ

○育児休業取得状況の公表義務が300人超の企業に拡大

従業員数300人超の企業に公表が義務付けられます。

公表内容:①育児休業等の取得割合

育児休業等をした男性労働者の数÷配偶者が出産した男性労働者の数

②育児休業等と育児目的休暇の取得割合

(育児休業等をした男性労働者の数+小学校就学前の子の育児を目的とした休暇制度を利用した 男性労働者の数):配偶者が出産した男性労働者の数

- ○介護離職防止のための個別の周知・意向確認、雇用環境整備等の措置が事業主の義務に
 - ・介護に直面した旨の申し出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置 (面談・書面交付等による)
 - ・介護に直面する前の早い段階(40歳等)での両立支援制度等に関する情報提供
 - ・仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい雇用環境の整備

(研修、相談窓口設置等のいずれかを選択して措置)

- ・要介護状態の対象家族を介護する労働者がテレワークを選択できるよう事業主に努力義務
- ・介護休暇について、引き続き雇用された期間が6カ月未満の労働者を労使協定に基づき除外する措置を廃止
- ○育児休業取得等に関する状況把握・数値目標設定が義務付け

従業員数 100 人超の企業は、一般事業主行動計画策定時に設定義務付け

- 計画策定時の育児休業取得状況や労働時間の状況把握等
- ・育児休業取得状況や労働時間の状況に関する数値目標の設定
- 一般事業主行動計画の内容変更時も同様に状況把握、数値目標の設定を行う必要があります。

施行日以降に開始または内容変更する行動計画から義務の対象となります。

令和7(2025)年10月1日から施行

- ○柔軟な働き方を実現するための措置等が義務に・就業規則等の見直し
- ○仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮が義務に

就業規則・育児 介護休業規程等 の整備が必要に なります。



相続手続きに役立つ便利な制度のご案内



戸籍の請求が便利になります 〔戸籍の広域交付制度〕(今和6年3月から)

ここが便利になります

1 どこでも

本籍地が遠くにある方でも、最寄りの市区町村の窓口で請求できます

2 まとめて

ほしい戸籍の本籍地が全国各地にあっても、1か所の市区町村の窓口にまとめて請求できます

ここが申請のポイント

- ●戸籍証明書等を請求できる方が、市区町村の戸籍担当窓口にお越しになって請求する必要があります(郵送や 代理人による請求はできません)
- ●窓口にお越しになった方の顔写真付きの身分証明書(運転免許証、マイナンバーカード等)の提示が必要です
- ●コンピュータ化されていない戸籍証明書は請求できません

請求できる戸籍の範囲

- ・夫又は妻(配偶者)
- ・父母、祖父母など(直系尊属)
- ・子、孫など(直系卑属)

【注意】・兄弟姉妹等の戸籍証明書等は請求できません

※<u>戸籍証明書等が全国各地にある場合、戸籍担当窓口で照会に時間がかかるため、即日の交付はできず、後日</u> (概ね1週間程度)、改めて窓口に出向く必要があります。

各種相続手続への提出書類が便利になります 〔法定相続情報証明制度〕(平成29年5月から)

ここが便利になります

負担軽減

最初に法務局に法定相続情報一覧図確認申請を行うことにより、交付された一覧図の写しが、相続登記の申請 手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻し等、様々な相続手続きに利用することができ、提出書類の負担 軽減となります

申請の手順

- ①従来通り、被相続人の相続関係説明図作成のために、被相続人の出生から死亡までの連続する戸籍謄本の請求は必要ですが、前述の戸籍の広域交付制度を利用して、被相続人の戸籍を一括請求し、相続人各人については、自身の戸籍証明書を手配して、法定相続情報一覧図を作成します
- ②法務局に法定相続情報一覧図の確認申請をして、一覧図の写しを交付してもらいます
- ③各種相続手続に利用することができます
 - ※これまでは、相続に係る戸籍証明書一式を各手続き機関に提出して、原本を還付してもらう手続きをしなければならなかったため、同時に複数の手続きを行えませんでした